

第 6 回土地家屋調査士特別研修 実施要綱

1 実施日

- (1) 基礎研修 平成 23 年 2 月 11 日（金・祝）～13 日（日）までの連日 3 日間
- (2) グループ研修 平成 23 年 2 月 14 日（月）～3 月 18 日（金）までで 15 時間以上
ただし、課題提出は平成 23 年 3 月 8 日（火）まで
- (3) 集合研修 平成 23 年 3 月 19 日（土）、20 日（日）までの連日 2 日間
- (4) 総合講義 平成 23 年 3 月 21 日（月・祝）
- (5) 考 査 平成 23 年 4 月 2 日（土）

2 実施会場及び講師（受講会場の選択はできません。）

- (1) 基礎研修 … 大学教授、弁護士、裁判官
 - ① 会場は、ブロック協議会（以下「ブロック」という。）内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックが指定し、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (2) グループ研修 … 自主的な研修
 - ① 会場は、編成されたグループ内で任意の場所に設定する。
- (3) 集合研修・総合講義 … 弁護士
 - ① 会場は、1 集合班当たり 25～35 名程度になるようブロック内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックが指定及び決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (4) 考査
 - ① 会場は、ブロック内に 1 会場設定する。ただし、状況によって複数会場設定する
場合がある。
 - ② 基礎研修同様、受講会場はブロックが指定し、連合会が決定します（開始の 2 週間前までに通知予定）。

3 受講対象者

受講申込時点で土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）である者、又は土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 4 条に定める土地家屋調査士（以下「調査士」という。）となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の受講を希望する者の中で、以下のいずれにも該当しない者。

- (1) 法第 42 条の懲戒処分により業務停止中の者
- (2) 法第 56 条の注意勧告を受ける等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）

の会長から特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者

(3) 法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者

(4) 下記に示す研修実施者、運営者又は運営協力者

① 連 合 会：会長、研修部担当副会長、研修部担当役員、特別研修運営委員

② ブロック：責任者

③ 調査士会：協力員

※ 過去の特別研修における研修実施者、運営者及び運営協力者は、その任を終えた時点で受講することができる。

4 受講区分

(1) 新規受講

特別研修を新規に受講する者

(2) 過去5回の特別研修のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」

○ 再受講制度

ア 受講内容：第6回特別研修の全科目及び考査

イ 方 法：第6回受講者と同様の管理下での受講

(3) 「修了証明書を保持する者のうち、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第5回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者」

① 再考査制度

考査を受けることができる制度です。

ア 受講内容：第6回特別研修の考査

イ 方 法：第6回受講者と同様の管理下での受講

② 聴講制度

考査を受けるとともに、希望する講義を聴くことができる制度です。

ア 受講内容：第6回特別研修のグループ研修を除く研修及び考査

イ 方 法：第6回受講者と同様の管理下での受講

※ 再考査制度及び聴講制度は、特別研修の修了証明書の交付を受けた日から5年以内に開始する特別研修において利用できるものであるため、第1回特別研修時の修了証明書保持者については、今回の特別研修までの適用となる。

5 新規受講者数（予定）

約 1,000 名

6 受講料

| 資格区分※ ₁ | 会員 | 有資格者 |
|--------------------------------------|------|-------|
| (1)新規に受講する者 | 8 万円 | 10 万円 |
| (2)再受講制度※ ₂ を利用する者 | 4 万円 | |
| (3-1)再考査制度※ ₂ を利用する者 | 2 万円 | |
| (3-2)再考査制度を利用する者で教材を希望する者 | 3 万円 | |
| (3-3)聴講制度※ ₂ を利用する者(教材含む) | 3 万円 | |

※1 受講料は申込時点の試験区分を適用しますが、同時に会員登録の申請を行った場合も会員の受講料を適用します。

※2 「4 受講区分」を参照のこと。

※3 受講料の返戻はいたしません。また、納入された受講料は、連合会が認めた者以外、特別の事情がない限り返戻いたしません。

※4 研修に伴う旅費交通費、宿泊費、研修中の食事費用、受講料の振込手数料は全て自己負担となります。

7 申込要領

(1) 申込から受講当日までの流れ

① 受講申込

会員は、所属の調査士会へ下記ア及びイをご提出ください。

有資格者は、住所登録地を管轄する調査士会へ下記アからエをご提出ください。

ア 第6回土地家屋調査士特別研修申込書（必要事項を記入した状態）

イ 受講料の振込明細書の写し（受講料は後述(4)で示す口座に事前振込のこと。

その際、振込手数料は受講者の負担となりますので、予めご了承ください。）

ウ 合格証書又は認定証書の写し（調査士となる資格を有する書面）

エ 住民票又は登録原票記載事項証明書

（交付日から3か月以内・受講者本人のみの情報）

なお、提出書類は返却いたしません。

また、振込明細書の原本は受講終了まで必ず保管しておいてください。

② 教材及び受講票の送付（特別研修開始1か月前から半月前頃）

時間割、持参品リスト等詳細書類と、使用する教材、受講票を送付します。

なお、受講番号は受講を申込んだ調査士会から別途通知されます。

③ 受講開始（平成 23 年 2 月 11 日から）

②で示した持参品を全てお持ちの上、所定の受講会場へお越してください。

なお、所定の受講会場への案内図は、準備出来次第、特別研修開始 2 週間前までにお送りします。

(2) 受講申込締切り

各調査士会へお問い合わせください。

(3) 受講申込手続後における申込者の都合による受講取消及び受講料の返金

受講前(平成 23 年 2 月 11 日以前)の災害被災等止むを得ない場合を除き、原則として取消し及び受講料の返金はできません。

(4) お問い合わせ先

各調査士会へお問い合わせください。

8 宿泊、公共交通機関の斡旋

研修に伴う宿泊及び往復の交通手段は、原則として受講者自身で手配していただくこととなりますので、各交通機関及び旅行代理店へご相談ください。

9 補講制度

第 6 回特別研修の基礎研修において、正当な事由により研修規定時間に満たなかった場合に、その講義を DVD で視聴し、研修規定時間を補う制度です。

(1) 対象者 : 第 6 回特別研修の基礎研修において研修規定時間に満たない者
(ただし、正当な事由により欠席した場合)

(2) 補講科目 : 第 6 回特別研修の基礎研修 (ただし、最大 1 日分)

(3) 補講方法 : 連合会が指定する者 1 人以上同席の上、科目単位で DVD を視聴する。

(4) 補講費用 : 1 回につき 2 万円

(5) 補講場所 : 連合会が指定する場所

10 受講終了

(1) 連合会は、次の要件を全て満たした者について考査の結果を採点し、受講者へ第 6 回特別研修の修了証明書・考査成績証明書を送付します。

① 所定の課程を全て受講した者

② 必要とされる課題を全て提出した者

③ 講義終了後の考査を受けた者

なお、前記「4 受講区分」(2)で示す再考査受検者に対しては、第6回特別研修の考査成績証明書のみ送付しますが、そのうち「第5回特別研修で基礎研修から総合講義までの全課程を修了し、かつ課題を提出した者」に該当する再考査受検者に対しては、第6回特別研修の修了証明書・考査成績証明書を送付します。

- (2) 各科目において遅刻や途中退出があった場合は、原則として当該科目を修了したとみなしません(ただし、一定の場合に補講を受けて補うことは可能です。前記「9 補講制度」参照)。

11 受講中止

次の要件により、受講中止を命じることができることとします。

- (1) 連合会及び当該受講者が所属又管轄する調査士会は、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、受講の中止を命じることができる。
- (2) 連合会は、(1)の規定により受講中止を命ずる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 受講中止を命ぜられた受講者は、その時から、今回の特別研修の全ての研修を受講することができない。
- (4) 理由の如何を問わず、受講中止を命ぜられた受講者に対しては、既に徴収した受講料は返還しない。

12 法務大臣の認定

連合会から第6回特別研修の修了証明書・考査成績証明書又は考査成績証明書の交付を受けた受講者は、法務大臣へ民間紛争解決手続代理能力認定の申請を行うことができます。

なお、今回受講していない者でも、過去に修了証明書・考査成績証明書の交付を受けている者は、受講した際に交付を受けた修了証明書・考査成績証明書を用いて法務大臣へ認定の申請をすることができます。

以上